

板橋区保健所検査技師設置要綱

(平成 23 年 12 月 28 日区長決定)

(平成 25 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 27 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 30 年 4 月 1 日一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区保健所（以下「保健所」という。）における試験検査業務の円滑な推進を図るために、板橋区臨床・衛生検査技師（以下「保健所検査技師」という。）を設置し、その任用、勤務条件等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第 2 条 保健所検査技師は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤とする。

(職務)

第 3 条 保健所検査技師は、職務内容に応じて「保健所検査技師 A（以下「A」という。）」と「保健所検査技師 B（以下「B」という。）」に分け、主として次の表に定める分担により職務を行うものとする。

番 号	職 務	分 担
①	試験検査器具の洗浄に関すること。	A 及び B
②	食品細菌検査業務に関すること。	A
③	食品化学検査業務に関すること。	B
④	水質細菌検査業務に関すること。	A
⑤	水質化学検査業務に関すること。	B
⑥	家庭用品の検査に関すること。	B
⑦	砂場の回虫卵検査に関すること。	A 及び B
⑧	QFT 検査に関すること。	A 及び B
⑨	遺伝子検査に関すること。	A 及び B
⑩	腸内細菌検査業務に関すること。	A
⑪	その他、試験検査に関し必要なこと	A 及び B

(任用)

第 4 条 保健所検査技師は、臨床検査技師又は衛生検査技師の資格を有する者のうちから選考し、区長が任用する。

2 区長は、保健所検査技師を毎年度新たに採用する。ただし、公正な選考に基づき前任者を再度採用し任用することができる。二年度以上を継続して採用され任用された者については、第 15 条で規定する年次有給休暇に関して継続した任用の扱いを適用する。

3 保健所検査技師の配置は、生活衛生課の管理・衛生検査グループに配置する。

4 保健所検査技師の任用期間及び年齢制限については、区長が別に定める「非常勤職員任用基準」（昭和 54

年7月16日区長決定)による。

5 保健所検査技師の任用は、発令通知書(別記第1号様式)による。

6 保健所検査技師の任用に当たり、労働条件通知書(別記第2号様式)を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 保健所検査技師として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書(別記第3号様式)
- (2) 臨床検査技師または衛生検査技師免許の写し
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 健康診断書

2 前項の提出書類の記載事項に変更があるときは、その都度すみやかに届け出なければならない。

(欠格事項)

第6条 次の各号の一に該当する者は、保健所検査技師となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 板橋区において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(勤務態様)

第7条 保健所検査技師の勤務態様は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は、Aが年間82日、Bが年間100日とする。勤務日は、職員の勤務時間・休憩時間に関する規定(平成10年3月25日板橋区訓令第23号)を準用し、板橋区健康生きがい部(保健所)生活衛生課長(以下「課長」という。)が定める。
- (2) 勤務場所は、発令通知書による。

(休日)

第8条 前条の規定により、課長が定める勤務日以外の日は、休日とする。

(勤務時間)

第9条 保健所検査技師の勤務時間は、1日につき6時間45分とし午前8時45分から午後4時30分までとする。

(休憩時間)

第10条 保健所検査技師の休憩時間は60分とし、その時限は課長が定める。

(特例)

第11条 課長は、職務の遂行上特に必要があるときは、第7条から前条までに規定する勤務態様、休日、勤務時間及び休憩時間を臨時に変更することができる。

(通常の勤務部署以外での勤務時間)

第12条 保健所検査技師が勤務時間の全部又は一部について通常の勤務場所以外で職務に従事した場合において、勤務時間を算定しがたいときは、正規に勤務時間を勤務したものとみなす。

(報酬及び費用弁償)

第13条 保健所検査技師の報酬及び費用弁償は、東京都板橋区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年板橋区条例第25号)及び非常勤職員の報酬及び費用弁償の額を定める規則(昭和54年板橋区規則第7号)の定めるところによる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の支給方法は次のとおりとする。

- (1) 基準報酬は日額とし、月の勤務日数に応じた額を翌月15日に支給する。ただし、15日が日曜日、土曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。以下この号において同じ。)であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。
- (2) 保健所検査技師から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。
- (3) 口座振替の処理は、口座振替依頼書(別記第4号様式)の提出を受けて行う。

(報酬の減額)

第14条 保健所検査技師が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しないときはその勤務しない日又は時間について報酬を支給しない。

2 1時間単位の減額は、次により算出する。ただし、1日の全部を勤務しないときは報酬日額を減額する。

1時間単位報酬額 報酬日額 ÷ 日勤務時間数

3 前号により算出した金額に円位未満の端数が生じたときは、その端数が50銭以上のときは、1円とし、50銭未満のときは、切り捨てる。

(年次有給休暇)

第15条 年次有給休暇の日数は別表1のとおりとし、会計年度ごとに付与する。

2 前項により付与された年次有給休暇の日数のうち、当該任用期間に使用しなかった日数については、引き続き次の任用期間に限りこれを請求することができる。ただし、前年度の任用期間における勤務日数の総和が、所定勤務日数の8割に満たない保健所検査技師については、この限りでない。

3 年度の中で任用され、当該年度の任用期間が12月に満たない者の年次有給休暇は、別表2のとおりとする。

4 年次有給休暇を請求しようとする者は、事前に申し出なければならない。

5 年次有給休暇は、本人の請求があった時季に与えるものとする。ただし、業務の都合によりやむを得ない場合には、その時季を変更することができる。

6 年次有給休暇の処理は、別記第5号様式による。

(慶弔休暇)

第16条 保健所検査技師には、有給の慶弔休暇を付与する。慶弔休暇の付与日数については、次の通りとする。

- (1) 親族が死亡したとき 一般職員に準ずる
- (2) 保健所検査技師自身が婚姻するとき 引き続き7日
- (3) 保健所検査技師自身の父母の追悼のための特別な行事を行う場合 1日

2 慶弔休暇の処理は、別記第5号様式による。

(病気休暇)

第 17 条 課長は、保健所検査技師が負傷又は疾病により療養する必要があるため、勤務しないことを申し出た場合、無給の病気休暇を引き続く 30 日の範囲内で、日を単位として、任用期間において、30 日を限度に付与することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、引き続く 4 日以上 of 病気休暇を取得した場合は、最初の 3 日間を有給とする。
- 3 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。
- 4 病気休暇を申し出る時は、医師の証明書を示さなければならない。
- 5 病気休暇の処理は、別記第 5 号様式による。

(公民権行使等休暇)

第 17 条の 2 課長は保健所検査技師が勤務時間の全部又は一部において、公民としての権利の行使又は公の職務の執行（以下「公民権行使等」という。）を行う場合、必要と認められる時間、有給の休暇を付与することができる。

- 2 課長は保健所検査技師が公民権行使等休暇を請求した場合においては、拒んではならない。ただし、職務の都合により、公民権行使等に妨げがない場合に限り、請求された時刻を変更することができる。
- 3 課長は、公民権行使等休暇を承認するときは、公民権行使等を証する書類の提出を求めることができる。
- 4 公民権行使等休暇の処理は、別記第 5 号様式による。

(妊娠・出産休暇等)

第 18 条 職員から労働基準法第 65 条から第 68 条までに規定する休暇並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 12 条及び第 13 条に規定する措置の請求があった場合、無給の休暇を与える。

- 2 前項の休暇の期間は、第 15 条第 2 項に規定する年次有給休暇の繰越の算定に当たっては、勤務したものとみなす。

(遅刻、早退及び外出)

第 19 条 遅刻をした者又は早退をしようとする者は、課長に届け出なければならない。

- 2 その処理は、遅参・早退簿（別記第 6 号様式）による。
- 3 私用外出をしようとする者は、休憩時間中にしなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、勤務時間中であっても課長が許可をすることができる。

(服務)

第 20 条 保健所検査技師は、その職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- 2 保健所検査技師は、その職務の遂行に当たって、法令及びこの要綱等に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 保健所検査技師は、その職を傷つけるような行為をしてはならない。
- 4 保健所検査技師は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 保健所検査技師は、誠実かつ公正に勤務し、職務を民主的かつ能率的に処理しなければならない。
- 6 保健所検査技師は、勤務時間中は政治行為をしてはならない。

(制裁)

第 21 条 保健所検査技師が、次の各号の一に該当する場合は、次条の規定により制裁を行う。

- (1) 重要な経歴を偽りその他の手段によって任用されたとき。

- (2) 本要綱にしばしば違反するとき。
- (3) 素行不良で職場内の風紀、秩序を乱したとき。
- (4) 遅参、早退のほか職務に専念しないとき。
- (5) 職務上の怠慢又は監督不行き届きによって災害事故を引き起し、又は区の設備器具を損壊したとき。
- (6) 正当な事由なく無断欠勤するとき。
- (7) 許可なく区の物品を持ち出し、又は持ち出そうとしたとき。
- (8) 職務上の指揮命令に違反したとき。
- (9) 前各号に準ずる程度の不都合な行為をしたとき。

(制裁の種類・程度)

第22条 制裁は、その情状により次条の区分に従って行う。

- (1) 戒告 当該保健所検査技師の職務履行の改善向上に資するため、その責任を確認し、将来を戒める。
- (2) 減給 1回の額が平均報酬の1日分の半額、総額が一報酬支払い期における報酬総額の10分の1の範囲で行う。
- (3) 停職 7日以内出勤を停止し、その期間中の報酬は支給しない。
- (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく、即時に解職する。この場合において所管労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当（平均報酬の1月分）を支給しない。

(解職)

第23条 区長は、保健所検査技師が次の各号の一に該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績又は能率が従事に適しないと認められたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 事業の縮小若しくは予算の減少その他やむを得ない事由により廃職又は過員を生じたとき。

(退職)

第24条 保健所検査技師が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、職員としての身分を失う。

- (1) 本人の都合により退職を願い出て区の承認があったとき、又は退職願（別記第7号様式）提出後14日を経過したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 期間の定めのある任用が満了したとき。

(退職願)

第25条 保健所検査技師が退職しようとする場合は、少なくとも14日前までに退職願を提出しなければならない。

2 前項の規定により退職願を提出した者は、区の承認があるまで従前の職務に服さなければならない。ただし、退職願提出後14日を経過した場合は、この限りでない。

(公務災害補償)

第26条 保健所検査技師の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）及び特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（昭和47年特別区人事・厚生事務組合条例第13号）の定めるところによる。

(委任)

第 27 条 本要綱で定めるもののほか、保健所検査技師に関し必要な事項は、健康生きがい部（保健所）所長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱の一部改正は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱の一部改正は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

一年間の所定労働 日数	勤 続 年 数							
	初年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年目 以降
73 日~120 日	3	3	4	4	5	6	6	7

備考 勤続勤務年数の計算にあたっては、年度主義を適応することとし、年度途中（当該年度の 4 月 2 日から翌年の 3 月 31 日までの間をいう）に任用された職員にあつては、任用年度の末日満了をもって、勤続年数を 1 年とみなす。

別表 2

一年間の所定労働日数	任 用 さ れ た 月											
	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
73 日~120 日	3	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1	

